

新 旧 対 照 表

新

旧

高知県産休等代替職員雇用事業費補助金交付要綱

高知県産休等代替職員雇用事業費補助金交付要綱

第1条～第10条 略

第1条～第10条 略

附 則

- 1 この要綱は令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は令和9年5月31日限り、その効力を失う。なお、第5条第4号、第7条第3項、第8条、第9条及び第10条の規定は同日以降もなおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は令和8年5月31日限り、その効力を失う。なお、第5条第4号、第7条第3項、第8条、第9条及び第10条の規定は同日以降もなおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は令和6年4月1日から施行する。